

熊本市公報

第1448号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 毎月末日

目次

規則

○熊本市食品衛生法等施行規則の一部を改正する規則（第45号）	271
○くまもと街なか広場条例施行規則（第46号）	276
○熊本市食品表示法施行細則（第47号）	282
○保健衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則（第48号）	283
○熊本市特定非営利活動促進法等の施行に関する規則の一部を改正する規則（第49号）	286
○熊本市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、 手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第50号）	287
○熊本市附属機関設置条例第2条第2項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を改正す る規則（第51号）	288
○熊本市介護保険法等の施行に関する規則の一部を改正する規則（第52号）	289

規 則

規則第45号

令和3年5月25日

熊本市食品衛生法等施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市食品衛生法等施行規則の一部を改正する規則

熊本市食品衛生法等施行規則（昭和36年規則第26号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市食品衛生法施行細則

第1条中「、食品衛生法施行規則」を「及び食品衛生法施行規則」に改め、「及び熊本市食品衛生に係る措置の基準を定める条例（平成12年条例第31号。以下「条例」という。）」を削る。

第6条及び第7条を次のように改める。

第6条及び第7条 削除

第7条の2を削る。

第8条中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「第67条第1項」を「第67条」に、「同項に規定する図面に加え、営業設備の構造を記載した仕様書を提出し」を「次に掲げる書類を添付し」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 営業施設から200メートル以内の付近見取図
- (2) 法人にあつては、登記事項証明書
- (3) 自動車による営業にあつては、自動車検査証の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保健所長が必要と認める書類

第9条を次のように改める。

(継続営業許可申請)

第9条 法第55条第1項の規定による営業の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）が、許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合は、有効期間満了の日の30日前までに、前条各号に掲げる書類を添えて、省令第67条の申請書を提出しなければならない。

第10条の見出し中「・許可事項証」を削り、同条第1項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改め、「・許可事項証」を削り、同条第2項中「法第52条第1項の規定による営業の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）」を「許可業者」に、「営業許可証・許可事項証の許可事項証の面を、」を「営業許可証を」に改める。

第11条中「第53条第2項」を「第56条第2項」に改め、「・許可事項証」を削り、同条に次の1項を加える。

3 法第57条第2項において準用する法第56条第2項の規定により届出営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、地位承継届を提出しなければならない。

第12条第1項中「許可業者」の次に「又は届出営業者」を加え、「変更届」を「次に掲げる書類を添えて、営業許可申請書・営業届（変更）」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 営業許可証（営業許可証に記載されている事項の変更の場合に限る。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、変更事項を明らかにする関係書類

第12条第2項を削り、同条第3項中「・許可事項証」を削り、同項を同条第2項とする。

第13条中「許可業者が廃業したときは、速やかに、営業開始（廃止）届に営業許可証・許可事項証」を「省令第71条の2の規定による届出書の提出は、営業許可証」に、「提出しなければ」を「行わなければ」に改める。

第15条を削る。

第14条中「第54条から第56条」を「第59条から第61条」に改め、同条を第15条とする。

第13条の次に次の1条を加える。

(営業許可証の再交付)

第14条 許可業者は、営業許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したとき

は、営業許可証の再交付を受けなければならない。

2 前項の規定により営業許可証の再交付を受けようとする許可業者は、営業許可証再交付申請書を保健所長に提出しなければならない。

第16条を次のように改める。

(食品等の自主回収)

第16条 法第58条第1項の規定により食品等の回収に関する届出をしようとする者は、自主回収届を保健所長に提出しなければならない。

第18条を第19条とする。

第17条中「及び省令第68条」を「、省令第68条」に改め、「届出書」の次に「、省令第70条の2に規定する営業の届出書及び省令第71条の2に規定する廃業の届出書」を加え、同条を第18条とする。

第16条の次に次の1条を加える。

(ふぐを処理する業者の認定)

第17条 省令別表第17第1号へに規定するふぐの種類の種類に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると都道府県知事等が認める者とは、熊本県ふぐ取扱条例(昭和33年熊本県条例第27号)第5条第1項に規定するふぐ処理師の免許を有する者とする。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第10条関係）

指令 第 号

営業許可証

氏名

年 月 日付け申請の営業は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条の規定により、下記のとおり許可します。

年 月 日

熊本市保健所長

記

1 営業所所在地

2 名称・屋号

又は商号

3 営業の種類

4 許可条件

(1) 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

(2) その他

(教示)

備考

この証は、常に営業所の見やすい場所に掲示してください。

継続して営業する場合は、有効期間満了の日の30日前までに申請してください。

附 則

- 1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法（以下「旧法」という。）第52条第1項の許可を受けて営業を行っている者は、当該許可に係る旧法第52条第3項の有効期間の満了の日までは、この規則による改正後の熊本市食品衛生法等施行規則（以下「新規則」という。）第10条第2項に規定する営業許可証の掲示、新規則第11条第1項及び第2項に規定する許可営業者の地位の承継の届出、新規則第12条に規定する営業変更の届出及び新規則第13条に規定する営業廃止の届出については、なお従前の例による。

規則第46号

令和3年5月25日

くまもと街なか広場条例施行規則を公布する。

熊本市長 大西一史

くまもと街なか広場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、くまもと街なか広場条例（令和3年条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第3条第1項の規定によりくまもと街なか広場（以下「広場」という。）の専用使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、くまもと街なか広場使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書の受付は、使用日（使用しようとする日が引き続き2日以上あるときは、その初日をいう。以下同じ。）の属する月前12月の月の初日から行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合における第1項に規定する申請書の受付は、随時行うものとする。

- (1) 国際会議その他の国際的な規模で開催される行事の開催のために広場を使用する場合
- (2) 広場の全面を同時に使用する場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合

(使用許可書の交付)

第3条 市長は、前条第1項に規定する申請書を審査し、広場の専用使用を許可するときは、くまもと街なか広場使用許可書を当該申請をした者に交付するものとする。

(使用中止の届出)

第4条 広場の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用開始前に使

用を取りやめようとするときは、くまもと街なか広場使用中止届を市長に提出しなければならない。

(使用許可変更の申請)

第5条 使用者は、使用開始前に使用許可に係る事項を変更しようとするときは、くまもと街なか広場使用許可変更申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書は、使用日前2月までに提出しなければならない。

3 使用者は、使用許可の変更後の使用料が既納の使用料を上回るときは、使用許可の変更後の使用料から既納の使用料に相当する額を控除した額を次条の規定による許可を受ける際に納めなければならない。

(使用変更許可書の交付)

第6条 市長は、前条の規定による使用許可の変更の申請に相当の理由があると認め、当該申請を許可するときは、くまもと街なか広場使用変更許可書を使用者に交付するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、条例第5条第1項の規定により使用許可の取消し若しくは変更又は使用の停止の命令を行うときは、くまもと街なか広場使用許可取消(変更・停止)通知書を使用者に交付するものとする。

(使用料の減免申請)

第8条 条例第6条第3項の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、くまもと街なか広場使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の還付)

第9条 条例第7条ただし書の規定により使用料の還付を行う場合は、次の各号に掲げる場合とし、これらの場合における還付額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 条例第5条第1項第2号の規定により許可が取り消され、又は使用停止が命じられたことにより広場の使用ができなかった場合 既納の使用料の全額
- (2) 災害その他使用者の責めに帰すことができない事由により広場を使用することができなくなった場合 既納の使用料の全額
- (3) 使用者が使用開始前に広場の使用を取りやめ、かつ、その旨を使用日前1月ま

でに届け出た場合 既納の使用料の5割に相当する額を控除した額

2 前項に規定する使用料の還付を受けようとする者は、くまもと街なか広場使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

(毀損滅失届)

第10条 使用者は、広場を毀損し、又は滅失したときは、くまもと街なか広場毀損(滅失)届を市長に提出しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第11条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用許可を受けていない場所を使用しないこと。
- (2) 入場者の整理その他広場の秩序の維持を図ること。
- (3) 条例第9条各号のいずれかに該当する者の入場を拒否し、又は同条の規定により退場を命ぜられた者を退場させること。
- (4) 使用開始前に広場の職員との打合せを十分に行うこと。

(指定申請書に添付する書類)

第12条 条例第16条第1項に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支予算書
- (2) 当該団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、当該団体の目的、組織、運営等を明らかにした会則、規約その他の書類)
- (3) 当該団体が条例第16条第1項の規定による申請を行う日の属する事業年度の直前の3事業年度に係る当該団体の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録(これらの書類を作成する義務がないものにあつては、これらに類する書類)
- (4) 市税滞納有無調査承諾書
- (5) 都道府県労働局等が発行する労働保険料に係る納付証明書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(使用者の利便の増進に資する業務)

第13条 条例第19条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 使用者に対し提供する利便増進業務の種類及び概要
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、使用者に対し提供される利便増進業務が、広場におけるイベント等の開催に伴う次に掲げる業務であって、広場の設置目的の達成に資するものであり、かつ、広場の管理に支障を生じさせないと認める場合は、当該利便増進業務の提供を承認するものとする。

- (1) 会場の設営
- (2) 設備の手配
- (3) 人材の手配
- (4) 飲食の提供
- (5) 物品の販売
- (6) その他前各号に掲げるものに類する業務

(利用料金の承認の申請)

第14条 指定管理者が利用料金の承認を受けようとするときは、市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(利用料金の納付)

第15条 条例第20条第4項の前納の時期及び方法は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の減免)

第16条 条例第20条第5項の規定による利用料金の減免を受けようとする者は、指定管理者が別に定める方法により、指定管理者に減免の申請をするものとする。

(利用料金の還付)

第17条 条例第20条第6項ただし書の規定により利用料金の還付を受けることができる場合は、次の各号に掲げる場合とし、これらの場合における還付額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 条例第5条第1項第2号の規定により許可が取り消され、又は使用停止が命じられたことにより広場の使用ができなかった場合 既納の利用料金の全額
- (2) 災害その他使用者の責めに帰すことができない事由により広場を使用することができなくなった場合 既納の利用料金の全額
- (3) 使用者が使用開始前に広場の使用を取りやめ、かつ、その旨を指定管理者が市長の承認を得て別に定める日までに届け出た場合 指定管理者が市長の承認を得て別に定める額

(4) 利用料金の改定がなされた場合において、改定後の利用料金の額が改定前の利用料金の額を下回り、かつ、既納の利用料金の額が改定後の利用料金の額を超えるとき 既納の利用料金の額から改定後の利用料金の額を控除した額

2 前項に規定する利用料金の還付を受けようとする者は、指定管理者が別に定める方法により、指定管理者に還付の申請をするものとする。

(広場の管理に関する事項の公表)

第18条 条例及びこの規則の規定により、指定管理者が利用料金の額、条例第20条第4項の前納の時期及び方法その他広場の管理に関する事項を定めた場合は、指定管理者は、ホームページへの掲載その他適切な方法により、当該事項を公表するものとする。

(協定に定める事項)

第19条 条例第21条第2項の協定に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理業務の内容に関する事項
- (3) 事業計画に関する事項
- (4) 広場の専用使用をすることができる時間に関する事項
- (5) 管理業務及び経理状況の報告等に関する事項
- (6) 事業報告書に関する事項
- (7) 本市が支払うべき管理に係る費用に関する事項
- (8) 管理業務の継続が困難となった場合の措置に関する事項
- (9) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (10) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (11) 災害時の対応に関する事項
- (12) 事故及び損害の賠償に関する事項
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(書類の様式等)

第20条 この規則の規定により使用する書類（第12条各号に掲げるもの及び第14条の書類を除く。）に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。ただし、広場の管理を指定管理者に行わせる場合において指定管理者に提出し、又は指定管理者が交付する書類に記載すべき事項及びその様式は、指定管

理者が別に定めるところによる。

- 2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(雑則)

第21条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年1月1日から施行する。
- 2 条例附則第3項の規定により指定管理者が使用許可、使用料の収受及び利便増進業務の提供に関する契約の締結に関し必要な行為を行う場合における手続等は、第2条から第8条まで、第13条、第18条及び第20条の規定の例による。

規則第47号

令和3年5月31日

熊本市食品表示法施行細則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市食品表示法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、食品表示法（平成25年法律第70号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(書類の提出)

第2条 法及びこれに基づく命令並びにこの規則の規定により市長に提出する書類は、保健所長に提出しなければならない。

(食品の回収の届出)

第3条 法第10条の2第1項の規定により食品の回収に関する届出をしようとする者は、食品等自主回収届出書を提出しなければならない。

(書類の様式等)

第4条 この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(雑則)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

規則第48号

令和3年5月31日

保健衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

保健衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則

保健衛生事務に関する権限委任規則（平成11年規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第17号ウからカまでの規定中「第62条第1項」を「第68条第1項」に改め、同号ク中「第52条」を「第55条」に、「第62条第1項」を「第68条第1項」に改め、同号ケ中「第53条第2項」を「第56条第2項」に、「第62条第1項」を「第57条第2項及び第68条第1項」に改め、同号ソ中「省令」を「法施行規則」に改め、同号ソを同号チとし、同号セを削り、同号ス中「第59条第1項」を「第64条第1項」に、「第62条第1項」を「第68条第1項」に改め、同号スを同号タとし、同号シ中「第56条」を「第61条」に、「第62条第1項」を「第68条第1項」に改め、同号シを同号ソとし、同号サ中「第55条第1項」を「第60条第1項」に、「第62条第1項」を「第68条第1項」に改め、同号サを同号セとし、同号コ中「第54条」を「第59条」に、「第62条第1項」を「第68条第1項」に改め、同号コを同号スとし、同号ケの次に次のように加える。

コ 法第57条第1項（法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定による営業の届出の受理に関すること。

サ 法第58条第1項（法第68条第1項において準用する場合を含む。）の規定による回収に着手した旨及び回収の状況の届出の受理に関すること。

シ 法第58条第2項（法第68条第1項において準用する場合を含む。）の規定による厚生労働大臣又は内閣総理大臣への報告に関すること。

第2条第17号に次のように加える。

ツ 法施行規則第71条の2の規定による廃業の届出の受理に関すること。

第2条第29号ア中「第5条第1項」を「第7条第1項」に改め、同号中キをケとし、カをクとし、オの次に次のように加える。

カ 法第10条の2第1項の規定による食品の回収に関する届出の受理に関すること（保健所所管事項に係るものに限る。）。

キ 法第10条の2第2項の規定による公表に関すること（保健所所管事項に係るものに限る。）。

第2条第30号ウ中「発行の」を「発行又は適合施設の認定の」に改め、「受けた者」の次に「及び法第17条第2項の規定により適合施設の認定を受けた者」を加え、同号ウを同号キとし、同号イ中「(法第15条第2項の規定により輸出証明書の発行を受けた者に対するものに限る。)」を削り、同号イを同号カとし、同号アの次に次のように加える。

イ 法第17条第2項の規定による適合施設の認定に関すること（製造され、又は加工された食品に係るものに限る。）。

ウ 法第17条第4項の規定による適合施設の確認に関すること（製造され、又は加工された食品に係るものに限る。）。

エ 法第17条第5項の規定による適合施設の認定の取消しに関すること（製造され、又は加工された食品に係るものに限る。）。

オ 法第17条第6項（法第38条第6項において準用する場合を含む。）の規定による主務大臣への報告に関すること（製造され、又は加工された食品に係るものに限る。）。

第2条中第31号を削り、第32号を第31号とし、第33号を第32号とする。

附 則

- 1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に熊本県食品衛生基準条例等の一部を改正する等の条例（令和2年熊本県条例第45号。以下「改正条例」という。）第5条の規定による廃止前の熊本県特定食品衛生条例（昭和50年熊本県条例第25号。以下「旧特定食品条例」という。）第3条の規定により許可を受けて営業を行う者（改正条例附則第5項の規定によりなおその効力を有する営業（食品製造業に限る。）を行う者に限

る。)については、この規則の施行の日から起算して3年を経過する日(同日以前に食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)第2条の規定による改正後の食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項の規定により当該営業に係る許可を受けたときは、当該許可を受けた日の前日)までの間は、この規則による改正前の第2条第31号イ、ウ(旧特定食品条例第9条第2項の規定により返還される行商許可証の受理を除く。)、エ及びオに関する事務の処理については、なお従前の例による。

規則第49号

令和3年6月4日

熊本市特定非営利活動促進法等の施行に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市特定非営利活動促進法等の施行に関する規則の一部を改正する規則

熊本市特定非営利活動促進法等の施行に関する規則（平成24年規則第63号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「公告及び」を削り、同条第1項を削り、同条第2項中「第10条第2項」の次に「（法第25条第5項及び法第34条第5項において準用する場合を含む。）」を加え、同項を同条第1項とし、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、市長は、インターネットを利用して同項の縦覧を行うものとする。

第4条第1項中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

附 則

この規則は、令和3年6月9日から施行する。

規則第50号

令和3年6月4日

熊本市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例施行規則（平成27年規則第43号）の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「第19条第2項第3号イ」の次に「及び第5号」を加える。

第19条第2項第5号を次のように改める。

(5) 次に掲げる役員等に対する報酬又は給与の状況

ア 役員等に対する報酬又は給与の状況（イの職員の給与に係る部分を除く。）

イ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

第24条第1項中「掲げる書類」の次に「（同項第4号に掲げる書類については、これに記載された事項中、役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）」を加える。

附 則

この規則は、令和3年6月9日から施行する。

規則第51号

令和3年6月7日

熊本市附属機関設置条例第2条第2項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市附属機関設置条例第2条第2項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を改正する規則

熊本市附属機関設置条例第2条第2項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則(平成29年規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

熊本駅西土地区画整理事業地内地質調査に関する専門家会議	熊本駅西土地区画整理事業地内で発生した擁壁等の変状について、発生原因の調査及び対策に必要な技術的事項を審議する。	令和3年6月10日から令和4年6月9日まで
-----------------------------	--	-----------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第52号

令和3年6月9日

熊本市介護保険法等の施行に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市介護保険法等の施行に関する規則の一部を改正する規則

熊本市介護保険法等の施行に関する規則（平成12年規則第40号）の一部を次のように改正する。

附則第18項第2号中「令和2年」を「令和3年」に、「令和元年」を「令和2年」に、「合計所得金額のうち」を「合計所得金額（政令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。以下この項において同じ。）のうち」に改め、同号の表中「200万円」を「210万円」に改める。

附則第20項中「令和元年度分及び令和2年度分」を「令和3年度分」に、「令和2年2月1日から令和3年3月31日」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の附則第18項及び第20項の規定は、令和3年4月1日から適用する。
- 2 令和2年度分の保険料であって、令和2年度末に第1号被保険者の資格を取得したことにより令和3年4月以降に普通徴収の納期限が到来するものに対する減免については、なお従前の例による。